

総行外第20号
平成23年11月11日

各府省庁担当課長 殿

総務省自治行政局
外国人住民基本台帳室長
(公印省略)

入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対して行政サービスを提供するための必要な記録の管理等に関する措置について(通知)

平素より住民基本台帳業務に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、我が国に在留する外国人がその在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっている行政サービスについては、「外国人登録法」(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録原票の記録を利用するなどして、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令319号)及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(昭和27年法律第125号)(以下「入管法等」という。)の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人にも提供されていると承知しておりますが、外国人登録法の廃止(平成24年7月予定)に伴い、市町村に備えられている外国人登録原票が法務大臣に送付され、併せて「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。)の施行(平成24年7月予定)の後、入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人については、住民票は作成されないこととなります。

今回の住基法改正によって、こうした行政サービスの対象範囲が変更されるものではないと認識していますが、上記のような行政サービスに係る制度を所管する省庁におかれては、当該行政サービスの根拠法等の趣旨・目的を踏まえ、改正住基法施行日以後においてもなお入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることにつきまして、改正住基法附則第23条の規定を踏まえ引き続き遺漏なきよう御対応をお願いいたします。

(連絡先)

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室
吉本・小野

電話：03-5253-5397

FAX：03-5253-5520

E-mail：a.yoshimoto@soumu.go.jp

総行外第21号
平成23年11月11日

各都道府県住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局
外国人住民基本台帳室長
(公印省略)

入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対して行政サービスを提供するための必要な記録の管理等に関する措置に係る各省庁への通知について (通知)

現在、我が国に在留する外国人がその在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっている行政サービスについては、「外国人登録法」(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録原票の記録を利用するなどして、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令319号)及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(昭和27年法律第125号)(以下「入管法等」という。)の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人にも提供されているものと承知しているところ、外国人登録法の廃止(平成24年7月予定)に伴い、市町村に備えられている外国人登録原票が法務大臣に送付され、併せて「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。)の施行(平成24年7月予定)の後には、入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人については、住民票は作成されないこととなります。

今回の住基法改正によって、こうした行政サービスの対象範囲が変更されるものではないと認識していますが、上記のような行政サービスに係る制度を所管する省庁においては、改正住基法附則第23条の規定を踏まえ、改正住基法施行日以後においてもなお入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう、別添のとおり通知したので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

(連絡先)

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室

吉本・小野

電話：03-5253-5397

FAX：03-5253-5520

E-mail：a.yoshimoto@soumu.go.jp